

平成 30 年 11 月 吉日

東京都地域密着型協議会
会員事業所長 御中

東京都グループホーム協議会
代表 林田 俊弘
(印 省 略)

求人広告会社契約における注意喚起について

向寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度東京都グループホーム協議会 会員事業所において求人広告業者との契約において下記のトラブルが発生致しました。

会員の皆様に置かれましても、求人広告掲載契約の際には、内容を確認並びに自動更新の記述には十分気を付けていただき、その内容を削除若しくは通知を送ってもらう、契約更新しないことを文章にて取交す等の予防策を講じてください。

以下転記

「電話営業にて新規開設した求人サイトのキャンペーンで 3 週間の無料掲載を勧められ、申し込み。契約上、解約の申し入れが無ければ契約は自動更新になるとの事で「無料キャンペーン期間のみの利用」を口頭で依頼。口頭で承認。申込書に「自動更新の契約になること」の記載有。

実際に求人サイトには求人広告が掲載される。

無料キャンペーン期間終了後、請求書と申込書の写しが郵送で届く。

その請求書の内訳には「無料キャンペーン期間（金額 0 円）」と「キャンペーン終了翌日から 6 週間の掲載に対する請求（9 万円）」が記載されていた。

広告会社へ連絡。管理担当なる者とのやり取り。「無料期間だけの掲載を依頼した」と説明。

営業担当からは「自動更新の説明をした」とされ、社内マニュアルにも自動更新の説明を明記している。口頭でのやり取りでは確証が無い為、申込書記載の自動更新が適応されるとの事。

請求書の支払期限が、郵送到着の翌日になっており、申込書には支払いが遅れた際の、「遅延損害金」についても記載あり。

こちらが今すぐ掲載を中止し、掲載料金を日割りにするよう依頼。上長に掛け合い、数日後に返答するとのこと。

返答までに時間がかかる為、現状の請求書の遅延損害金の発生はしない旨、口頭で説明される。こちらが書面で送るよう依頼すると、それはできないと。支払期限の延長を依頼すると、それは権限がないと。

「こちらも公的機関に支払いの必要性について確認してからでないと動けないので」と説明。日割りの相談について早急に対応するとのこと

日割りの相談の結果、6週間掲載を3週間掲載とし、掲載料を半額にするという折衷案の提示を受ける。

折衷案の請求書を早急にファックスでもらう。その中に郵送されている請求書の無効化についての文言を記載してもらおう。

折衷案の請求書と契約解除の通知書を郵送してもらおう。

社労士に一部始終を説明。

- ・自動更新について、申込書に記載があるので、契約とみなされる。
 - ・実際に求人情報が掲載されており、相手の契約違反は無い。
- それらのことにより、支払い義務は生じるだろう。」

人材・人員不足の中、このようなトラブルが今後も多く出てくるのが想定されますので気を付けましょう。

東京都グループホーム協議会
事務局（グループホームのがわ内）
東京都小金井市東町2-31-3
TEL：0422-32-9277
FAX：0422-30-0168